

# 厚木市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（案）について

## 1 施設の概要

当該駐車場は、昭和51年11月10日付で、厚木都市計画都市高速鉄道小田急電鉄小田原線本厚木駅周辺の連続立体交差化事業に伴う高架下の公共使用及び関連用地の取扱いについて、「高架下使用に関する協定」を結び、以後、公共使用の目的及び用途を自転車駐車場の用地として、約46年間借り受けている。

### (1) 本厚木駅高架下旭町自転車駐車場

- ・所在地 厚木市旭町1-6-3
- ・敷地面積 611㎡
- ・収容台数 自転車 710台



### (2) 本厚木駅高架下泉町自転車駐車場

- ・所在地 厚木市泉町17-1
- ・敷地面積 568㎡
- ・収容台数 自転車 459台



## 2 改正理由

「高架下使用に関する協定」に基づき、自転車駐車場用地として、借り受けている小田急線高架下の2物件の用地について、地権者（小田急電鉄(株)）から用地の返還要請があり、市営による管理を廃止することから、当該駐車場条例の一部を改正するものです。

## 3 改正内容

改正内容は、本厚木駅高架下旭町自転車駐車場及び本厚木駅高架下泉町自転車駐車場を市営による管理を廃止するに当たり、第2条（名称及び位置）の名称、位置についてそれぞれ削除するとともに、別表第1の名称、使用区分及び別表第2の区分、定期駐車料、一時駐車料を併せてそれぞれ削除するものです。

また、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 4 条例改正のスケジュール

- (1) 経営戦略会議
- (2) 例規審査会
- (3) 9月定例会議に提案